

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 安保理の制裁強化決議に 北朝鮮が反発

### 求められる新しい外交的アプローチ

1月23日、国連安保理は12年12月12日に北朝鮮(DPRK)が行ったミサイル技術を用いた発射を非難する決議を採択した。決議は、06年の決議が定めたDPRKに対する制裁を強化するものであった。DPRKは激しく反発、「発射」と「新たな水準の核実験」を「米国を標的に」行ってゆくと宣言している。「非難と反発」の応酬が再び繰り返されている。関係各国と市民社会に求められるのは、この硬直した応酬の構造を超える新しいビジョンとアプローチを開発し、追求してゆくことだ。

#### 新決議は既存の制裁を強化

安保理決議2087(2ページ資料に訳)は、前文において「安保理決議によって課せられた規制を含む国際法に従い、宇宙を探索し利用する自由」は「全ての国にある」とした上で、DPRKの「弾道ミサイル技術を用いた発射」を安保理決議1718<sup>1</sup>及び1874<sup>2</sup>への違反であると非難(主文1)し、DPRKに対し、さらなる発射を行わず(同2)、核兵器と核計画を放棄することを求めた(同3)。その上で決議は、決議1718による制裁措置を再確認(同4)するとともに、制裁の細目や実施方法の強化を決定した(同5~13)。

※新たに、西海宇宙センターを管轄する朝鮮宇宙技術委員長を含む4個人が渡航禁止と資産凍結、6機関が資産凍結の対象とされた(付属文書I及びII。資料では略。)

※禁輸品目を追加するとともに不正金融取引の監視対象と方法を強化した。

※北朝鮮制裁委員会に、禁輸品の積載が疑われる船舶の海上検査が拒否された場合の対応指針を各国に提示するよう指示した、等である。

12年4月13日の発射を非難した安保理議長声明(4月16日)<sup>3</sup>が、DPRKが更なる発射や核実験

に対して「相応の措置をとる」と表明していたことを想起すれば、今回の安保理の行動が「議長声明」よりも強く、法的拘束力のある「決議」となることは予測の範囲内であった。一方で今回の決議が前記のような従来の制裁の強化に留まったのは、中国と米国との交渉の結果であったと思われる。中国外務省の洪磊報道官は、1月23日、同国は多数回の文案協議に関与したとし、決議を「概ねバランスのとれたもの」と評価した<sup>4</sup>。たしかに、従来の制裁の強化に留まったことに加え、前文の「宇宙利用の自由」への言及や、過去の2つの決議にあった「国連憲章第7章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行

#### 今号の内容

##### 安保理制裁強化決議に北朝鮮が反発

<資料>決議2087(条文全訳)、  
「国防委員会」声明(全訳)

##### 米国防認可法に「尖閣条項」

<資料>

##### 北東アジア非核化のための提案

—モートン・H・ハルペリン氏の論文(上)

【連載】被爆地の一角から(69)

「圧力」で拉致問題は解決しない 土山秀夫

動)に基づいて行動する」という一文が削除されたことは、一定「バランスのとれた」決議ということはできよう。しかし全体としての非難の基調は従来と変わりなく堅持されている。

## 求められる新しい外交的アプローチ

この決議に対して、DPRKは今までも増しで激しく反発、23日の「外務省声明」を皮切りに、国防委員会、祖国統一委員会によって3日連続で声明を<sup>キム・ジョンウン</sup>発した。3ページの資料に示すのは金正恩を第1委員長とする最高国防指導機関「国防委員会」の声明である。

声明は、安保理決議を「全面的に拒絶する」と表明するとともに、衛星打上げという「正統な主権の行使」を侵害する敵対政策を打ち負かすために、「全面的な行動に立ち上がる」とした。さらに声明は、「6か国協議」と6か国協議における

05年「9.19共同声明」も、もはや「存続不可能」であるとした上で、「長距離ロケットの発射」と「より高い水準の核実験」を「米国を標的に行ってゆく」と宣言した。

決議2087は「事態の平和的、外交的かつ政治的な解決に向けての希望を再確認」(主文14)するという。しかし現実には安保理もDPRKも硬直した論理の応酬を繰り返している。

求められるのは短兵急な応酬の構造を克服する、新しいビジョンとアプローチである。今号と次号に掲載するモートン・ハルペリン氏の論考(5ページ)は、私たちに重要な示唆を与えるものだ。(田巻一彦)M

注

- 1 ピースデポ「イアブック 核軍縮・平和」07年版、資料2-5(233ページ)に全訳。
- 2 同09-10年版、資料3-13 (291ページ)に抜粋訳。
- 3 本誌399-400号(12年5月15日)に全訳。
- 4 1月23日「人民網」(英語版)。

### 【資料1】国連安保理決議2087

2013年1月23日採択

安全保障理事会は、

決議825(1993)、1540(2004)、1695(2006)、1718(2006)、1874(2009)、1887(2009)を含む過去の関連諸決議、及び2006年10月6日の議長声明(S/PRST/2006/41)、2009年4月13日の議長声明(S/PRST/2009/7)並びに2012年4月16日の議長声明(S/PRST/2012/13)を想起し、

全ての国は、関連する安保理決議によって課された規制を含む国際法に従って、宇宙を探索および利用する自由を有することを確認し、

1. 弾道ミサイル技術を使用し、かつ安保理決議1718(2006)および1874(2009)に違反する、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)による2012年12月12日の発射を強く非難する。
2. DPRKに対し、弾道ミサイル技術を使用した更なる発射を行わず、また弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を中止することによって安保理決議1718(2006)および1874(2009)を遵守し、この文脈においてミサイル発射凍結という従来の誓約を再確立することを要求する。
3. DPRKに対し、全ての核兵器および既存の核計画を、完全かつ検証可能で後戻りのできない形で放棄し、直ちに関連する全ての活動を中止するとともに、弾道ミサイル

技術を使用したさらなる発射及び核実験、もしくはこれ以上の如何なる挑発行為も行わないことを含め、安保理決議1718(2006)および1874(2009)の下での義務を直ちに完全に遵守するよう要求する。

4. 決議1718(2006) および1874(2009)に含まれた現行の諸制裁措置を再確認する。
5. 決議1718(2006)第8項により課され、決議1874(2009)により修正された諸措置を想起し、以下のとおり決定する。
  - (a) 決議1718(2006)第8項(d)の措置は、付録IおよびIIIに記載された個人並びに団体に対して、また、決議1718(2006)第8項(e)の措置は、付録IIに記載された個人に対して適用される。
  - (b) 決議1718(2006)第8項(a)、第8項(b)および第8項(c)において課された措置は、INFCIRC/254/Rev.11/Part1、INFCIRC/254/Rev.8/Part2及びS/2012/947に定められた物品に適用される。
6. 決議1874(2009)第18項を想起し、この点において、加盟国に対し、それぞれの国民及び各国の領域内に存在する人物並びに金融機関、または、各国の法律に基づいて設立された団体(海外支部を含む)が、DPRK内の金融機関とともに、もしくはその代理としてに行う活動、あるいはDPRKの金融機関の支店、代表、代理人及び海外の子会社を含むDPRKの金融機関の代理として、またはそれらの指示に従って行う活動を監視することを含めた、注意を強化するよう求める。

7. 決議1718(2006)に従って設立された委員会(以下、委員会)に対し、ある船舶の旗国が決議1874(2009)第12項による検査を承認した後に当該船舶が検査を拒否し、あるいはDPRKを旗国とする船舶が決議1874(2009)第12項による検査を拒否する状況に関する、実施支援通知を発行するよう指示する。
8. 決議1874(2009)第14項を想起し、さらに加盟国が決議1718(2006)、1874(2009)並びに本決議の諸条項に従い、物品を没収および処分できることを想起し、加盟国による処分方法は、破壊、使用不能化、保管もしくは出発国または目的国ではない他の国への移転を含み、これらに限定されないことをさらに明確にする。
9. 決議1718(2006)及び1874(2009)において課された措置は、指定された個人または団体が、物品移動の発送者、予定された受領者もしくは仲介者であると信じるに足る合理的な根拠となる情報を当該取引に関係する国家が有している場合には、当該物品移動を禁止していることを明確にする。
10. 決議1718(2006) および1874(2009)による規定を履行するための措置をまだ報告していない加盟国に対し、報告するよう要請するとともに、決議1718(2006)および1874(2009)による規定の履行に関する追加的な情報を有する加盟国に対し、それを提出することを奨励する。
11. 諸国際機関に対し、DPRKに関する当該機関のあらゆる活動が決議

1718(2006) および1874(2009)による規定に合致していることを確かめるために必要な措置を講じるよう奨励し、さらに、関連諸機関に対し、これらの決議の規定に関連する可能性のあるDPRKに関する活動について委員会と協議することを奨励する。

12. 制裁を回避することを目的にした多額の現金の使用を含む、決議1718(2006)及び1874(2009)において課された措置への違反を遺憾に思い、決議1718(2006)及び1874(2009)によって禁止された活動に寄与するいかなる物品もがDPRKに向けて、もしくはDPRKから、あるいは加盟国の領土を通過して供給、販売または移動されることを憂慮するとともに、この点についての加盟国による適切な措置の重要性を強調し、加盟国に対し、制裁対象に指定された個人または団体のために、あるいはそれらの指示に従って活動する個人による自国領土への入国または通過に関して、警戒及び規制するよう要請するとともに、委員会に対し、報告される違反事案を検討し、制裁回避を援助、もしくは決議1718(2006)および1874(2009)の規定に違反した団体および個人の指定を含む適切な措置を講じるよう指示する。

13. DPRKを含むすべての加盟国が、

決議1718(2006)および1874(2009)によって課された措置を理由に禁止されたいかなる契約もしくは他の取引に関連しても、DPRK、DPRK内の個人もしくは団体、また決議1718(2006)および1874(2009)により指定された個人もしくは団体、あるいはそれらを通じて、またはそれらの利益を代弁する個人によって、損害賠償の請求が行われないように必要な措置を講じることの重要性を強調する。

14. 事態の平和的、外交的かつ政治的な解決へ向けての希望を再確認し、理事国ならびに他の関連加盟国による、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を促進するための努力を歓迎し、緊張を高める可能性のあるいかなる行為をも慎む必要性を強調する。

15. 6か国協議に対する支持を再確認し、その再開を要請するとともに、同協議の全参加国が、朝鮮半島の検証可能な非核化を平和的に達成し、かつ朝鮮半島と北東アジアにおける平和と安定を維持するという展望をもって、中国、DPRK、日本、大韓民国、ロシア連邦およびアメリカ合衆国によって2005年9月19日に発出された共同声明の完全かつ迅速な履行への努力を強化するよう求める。

16. すべての国連加盟国に対し、決議

1718(2006) および1874(2009)に従って、自国の義務を完全に履行するよう求める。

17. すべての国連加盟国が、外交関係に関するウィーン条約によりDPRKに置かれた外交使節団の活動を害することなく、決議1718(2006)第8項(a)(iii)および第8項(d)の条項を履行すべきことを再び強調する。

18. 決議1718(2006) および1874(2009)によって課された措置は、DPRKの住民に否定的な人道的結果をもたらすことを意図していないことを強調する。

19. DPRKの行動を継続的に評価の対象とするとともに、DPRKによる決議履行状況に照らして必要とされるであろう措置を強化、修正、停止あるいは解除する用意があることを強調し、また、この文脈で、DPRKによる更なる発射または核実験が行われた場合には、重大な行動をとる決意を表明する。

20. 事態を積極的に掌握しつづけることを決定する。

付録I 渡航禁止及び資産凍結(略)。

付録II 資産凍結(略)。

(訳:ピースデポ)

出典:www.un.org/en/sc/documents/resolutions/index.shtml

## 【資料2】国連安保理決議に反駁する声明

2013年1月24日 DPRK国防委員会

光明星3-2の打上げ成功は、我が国の歴史上祝賀すべき、国の威信と名誉を最高位に押し上げる出来事であった。この成功は世界から認められた平和目的での宇宙開発の努力の途上において成し遂げられた。正義と良識を愛する世界の民衆は、大国でない我が国が自力で成し遂げたこの成功を、我が国のように喜んだ。他国の成功を快く思わないことを常とする敵対国の宇宙研究機関でさえ、我が国の平和目的での衛星打上げ成功を、さりげなく認めざるをえなかった。

この厳然たる現実にも拘わらず、米国は我が国が衛星打上げを開始した当初から、それを「挑発」、国連安保理決議への「はなはだしい違反」、そして世界の平和と安全保障に対する「目に余る挑戦」であると決めつけ、そのような世論を作り上げようと躍りになってきた。そして遂に、米国は国連安保

理を唆して我が国に対する制裁を強化する新しい決議を捏造したのである。

この決議の基調は米国が主導する舞台裏の交渉によって作られ、安保理加盟国がそれに追従することによって採択された。同決議によって米国の我が国への敵対政策は新しい危険な段階に入った。同時に決議は、公正な世界秩序の形成を義務づけられた複数の大国が、理性を投げ捨て、米国の恣意的かつ独善的な行動に引きずられ、基本原則を躊躇なく放棄した結果である。さらに決議は、加盟国の主権と安全保障を考慮すべき安全保障理事会が、もはや何らの希望も託することのできない操り人形のごとき国際機関に成り下がったことを示している。

DPRK国防委員会は、一片の合理性もない国連安保理決議について、以下のとおり厳粛に宣言する。

1. 我々は、国連安保理によるDPRKに

対する決議を全面的に拒絶する。我々は、DPRKの主権を侵害するために敵対勢力によって捏造された制裁強化の根拠となるいかなる決議も容認してこなかった。主権なくして、国家は存続できず、主権が剥奪されることは国家にとって死を意味する。

衛星打上げは、我が国の固有の自立的権利であると同時に国際法によって正統化された主権の行使であった。したがって、これまで衛星を打ち上げてきた米国や他の国々には、我が国の衛星打上げを非難する正当な理由も根拠もない。彼らは、自らが打ち上げてきたのは衛星であり、別の国が打ち上げたのが長距離ミサイルであると厚顔無恥にも非難しているのだ。このような論法が今日の賢明な世界に受け入れられると考えるならば、それは深刻な誤りである。もはや時代も、そして我が国の軍と人民も変わった。米国はこのことを、はっきりと知るべきである。我が国は主権を守り抜く国家的努力を継続するとともに、平和的衛星を次々と打ち上げてゆくであろう。

2. DPRK に対する米国の敵対政策が新しい次元に入った今、全面的な努力の方向は朝鮮半島ではなく米国を含む諸大国の非核化に変更されなければならない。朝鮮半島の平和と安全保障に対する最大の脅威は、米国を含む全ての悪意ある勢力によって追求されている敵対政策であり、その政策を支える米国の巨大な核戦力である。

我が国の軍と人民は次の結論に達した。米国の完全なレベルにおける非核化の上に世界の非核化が実現されて初めて、朝鮮半島の非核化は可能であり、DPRK の平和と安全保障は確かなものとなるであろう。

米国はDPRK に対する主権侵害を主導し、その同盟国も行動をともにしている。そして国連安保理は公平性もバランスもない機関に成り下がった。かかる状況の下で、DPRK は6 か国協議も9.19 共同声明も、もはや存続不可能であることを宣言せざるを得ない。今後は、朝鮮半島を含む地域の平和と

安全保障のための交渉は有りえても、朝鮮半島の非核化に関するいかなる対話も存在しえない。

3. 我々は、米国と米国に追従する悪意ある勢力による我が国の国家の安全と主権に対する敵対政策を打ち負かすため、全面的な行動に立ち上がるであろう。米国のイニシアティブで採択された我が国に対する制裁を拡大する国連安保理決議は、我が国に対する敵対政策の新たな段階を代表するものである。我が国の軍と人民は、国家主権の毀損と至高の国益を侵害するこのような行動を決して看過しないであろう。

このような状況の下、我が軍と人民は、自らの生命よりも尊い主権を防衛し、米国と同盟国による我が国を孤立、窒息させんとする行動に対して全面的反撃に転じるであろう。軍と人民によって先導された経済力建設の推進、新段階に入った宇宙征服の努力、そして国土と安全を防衛する抑止力

強化のための取り組みのすべてが、米国等敵対勢力の企みを打ち砕くという目的に向かって方向づけられるであろう。

我々は、長期にわたって継続されてきた反米闘争の新段階である今後の全面的行動の中で、多種多様な衛星と長距離ロケットの打上げと、より高い水準における核実験を、朝鮮人民の不倶戴天の敵である米国を標的として行ってゆくであろう。米国が弱肉強食の原則に立つ以上、米国に対する決算は、言葉ではなく武力によってなされなければならない。

世界は、我が国の軍と人民が大義をもってあらゆる敵対勢力を処断し、自らの主権を守り、最終的に勝利する模様をはっきりと目にするであろう。

(訳:ピースデポ)

出典:「朝鮮中央通信」(英語版)。  
[www.kcna.co.jp/index-e.htm](http://www.kcna.co.jp/index-e.htm)

## 米・13会計年度国防認可法に「尖閣条項」

13年1月2日、13会計年度(13年10月～14年9月)の国防予算の大枠を決める「国防認可法」がオバマ大統領の署名をもって成立した。同法には、日中間で激化する尖閣諸島の領有権問題に言及した条項(以下、「尖閣条項」と呼ぶ)が盛り込まれた。

「尖閣条項」は、同法第1286節「尖閣諸島の状況に関する連邦議会の見解」であり、7項目から成る。第3項では、米国は主権問題についていかなる立場にも立たないが、尖閣諸島が日本の施政下にあると認識しているとした。また第七項では、日米安保条約第5条に基づく米国の日本に対する誓約を「再確認」した。つまり、現に日本の施政下にある尖閣諸島で「いずれか一方に対する武力攻撃」があった場合に「自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」(安保条約第5条)ことを確認した。ただしこれは、米連邦議会が審議し何らかの方針を決定することを約束したにすぎず、米政権の従来の立場を議会も確認したにすぎない。

日本では、「第三国の一方的な行動は、尖閣諸島が日本の施政下にあるとの合衆国の認識に影響を与える事はない」とした第4項が「中国への牽制」として注目された。だが、第6項が「合衆国は、強制によることなく領域紛争を解決するための当事国間の協調的な外交プロセスを支援し、どの当事国も、東シナ海における主権と領域

をめぐる問題を解決するにあたって、強制、武力による威嚇あるいは武力の行使に依拠した行動をとることに反対する」としたように、「尖閣条項」は、日本も含む全ての当事国に武力など何らかの強制力によるのではなく外交による解決を求める内容となっている。

中国は同法の大統領署名に先立って、「米日安保条約は特定の歴史時期における二国間の取り決めであり、中国を含む第三国の利益を損なうべきではないし、多国間の領土係争に介入すべきではなおさらはない」(外交部報道官)と表明した<sup>1</sup>。

ここで、尖閣諸島のうち久場島と大正島の二島が今もなお米軍の射爆撃場とされている事実を想起したい。詳述する紙幅はないが、「第三者」ではあり得ないはずの米国が「中立」を標榜しながら関与する背景には、日中間に「領土問題の楔」を打ち込み、東アジアでの米軍プレゼンスの口実とする戦略があったことが指摘されている<sup>2</sup>。この点から見ても、米国の関与で問題が解決することはあり得ない。日本には平和的解決のための一貫した外交姿勢が求められる。

(吉田遼) 

注

1 人民網日本語版、13年1月4日。

2 詳細は、豊下楯彦『尖閣問題』とは何か』(岩波現代文庫)を参照。

# 北東アジアの平和と 安全に関する包括的協定

## ——停滞を打破する一つのアプローチ(上)

モートン・H・ハルペリン

オープンソサエティ財団(OSF)上級顧問

モートン・H・ハルペリン氏は、60年代以降3つの米政権で外交・安全保障政策に関する要職を務めた。その実務経験を背景に、朝鮮半島の非核化協議の行き詰まりの構造を分析し、それを打破するための提案を行っているのがこの論文である。昨年12月7日から10日にかけて長崎と東京で開かれた「北東アジア非核兵器地帯への包括的アプローチ・第1回国際ワークショップ」\* (共催:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)など)で配布されたテキストを原典としたRECNAによる暫定訳を2回に分けて掲載する。「非核兵器地帯設立」を含む協定の具体的内容は、次号掲載分で詳しく論じられる。(編集部)

ワークショップウェブサイト: [www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/](http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/)

米国、日本、韓国の3か国は、朝鮮民主主義人民共和国(以下、DPRK)政府に対し、核兵器、ならびに兵器級核分裂性物質の生産能力の放棄を求め、今後も継続してゆくべきである。このオプションを放棄する意思がDPRKの側にもはや存在しない(そのような意思がかつてあったとすれば)、あるいは、その実現のためにこれらの3か国やその他の国が想定以上の対価を払わなければならないのであれば、この目標は達成できないかもしれない。しかし、DPRKに作戦核能力を認めることのコストはきわめて高く、我々は、解決策を見つける少なくとももう一段の継続的な努力を行うことなしに、こうした結果を受け入れるべきではない。

これまでに試されたアプローチがいずれも失敗に終わったことは明白だろう。そうしたアプローチには3つの要素があった。第一には、朝鮮半島の非核化と敵対的意図の終結を含む、プロセスの着地点に関する共通理解についての交渉努力が行われたことである。こうした理解は、6か国による一般的な政治声明や、米朝間の声明(1993年6月11日の共同声明)、南北朝鮮間の声明に体现されている。これらには法的拘束力がなく、合意内容において具体性を持たず、執行メカニズムを備えず、合意された終着点にいかにも到達するかについての青写真に欠けていた。

これらの指針的な原則ののち、両者が互酬的に採る特定の措置についての交渉も試みられた。クリントン政権時代に非常に広範な合意が交渉され(1994年10月の合意枠組み)、オバマ政権においてより狭い内容の合意が交渉された(2012年2月29日)。

2003年8月以来、第三の要素がこのパッケージに加わった。すなわち、6か国協議である。南北朝鮮、中国、米国に加えロシアと日本を公式に参加させることで、合意の妥結と執行を促すことが想定された。

このアプローチは機能し、最終合意の一手手前までいった。また、DPRKの核計画を相当程度遅らせ、

DPRKが現在保有するすべての兵器級核分裂性物質の生産を行った原子炉の廃炉に至った<sup>1</sup>。しかし、最終合意を生み出すことができず、行き詰まっている。

どちらの側にも、また別の限定的合意に入ろうとの意思は見られない。米韓は、まずDPRKが透明かつ検証可能な形で核関連施設全体を解体することを求めている。DPRKは、核能力解体の検討に先立つものとして、和平条約と敵対状態の終結を望んでいる。中国とロシアはDPRKを支持するか、あるいは、少なくとも、すべての要素の必要性を強調しているかにみえる。(DPRK以外の)五者はこれらすべての要素にコミットしているようにみえるが、どの措置をまず優先させるかについては大きな違いがある。

交渉が少なくとも2回にわたり決裂した理由についての見解は、米韓とDPRKで大きく異なる。DPRKは、燃料や2基の新型原子炉の供給、そして何よりも完全な政治的・経済的正常化への動き——端的に言えば、敵対関係の終結——の見返りとして、プルトニウム炉を解体するという合意を行い、それを遵守してきたと考えている。DPRKの言い分は、燃料供給を中止し、敵対関係の終結へと進まないことで合意を破棄したのは米政府だというものである。また、DPRKは、朝鮮半島の非核化に向けた同国の誓約は、同国が誓約し続けている目標であると位置づけている<sup>2</sup>。米韓は、すべての核計画の中止と、そうしたプロセスの検証の認可という誓約を北朝鮮が果たしていないと考えている。両国は、DPRKはウラン計画を秘密裡に進めたことでこの合意に違反したと考えている。

2012年2月29日、やや範囲は狭いものの、同様の意見の相違が起こった。合意パッケージにはすべての宇宙・ミサイル実験の禁止が含まれる。DPRKは、宇宙飛翔体の発射はこれに含まれないと明確化されていると考えていたようであるが、他方米国は、こうした発射が合意終了の根拠になることは米交渉当事者により明示されていると考えていた<sup>3</sup>。

これらのエピソードにおける各国の見解がいかに妥当であるかがここでの問題ではない。双方が自らの見解を固く信じており、ふたたび同じ道をたどることを望むとは思われない。

我々が現在どの地点におり、双方の基本的な関心は何かを考慮に入れた新しいアプローチが必要である。このプロセスの第一段階として、法的拘束力のある一つの国際条約の形をとった、最終解決策の細部に関する合意形成に集中すべきである。それが終わってはじめて、協定のあらゆる条項に対する遵守を確実にするような方法で、協定全体を発効させるために、各加盟国が採るべき措置について、交渉入りすべきである。

最後に、6か国協議はすでにその有益性を失ってしまったかもしれない(そのようなものがかつてあったとすれば、であるが)。中国は朝鮮半島の非核化を望んでいるが、北朝鮮の不安定化あるいは崩壊を防止することに重きを置き、北に適切な圧力をかけることをよしとしなかった。日本は拉致問題の解決に主に関心があった。ロシアは主要なアクターではなく、これからもそうはならないだろう。DPRKは、米政府との、そして時には韓国との二国間協議を主張しつづけてきた。

この現実には照らせば、二国間対話及び協議がとるべき道となる。主要国家間での合意が視野に入ってきたら、より多くの国をプロセスに巻き込み、合意を公式に協議し署名するより大きな国際会議に参加するよう招待すべきである。このより大きな国家集団は、条約パッケージのさまざまな部分に加わり、執行を助けることになるだろう。

こうしたアプローチは、少なくとも、過去の誤解を避けることにつながる。最終的な結論は、各参加国の誓約に関する明確な了解と、より大きな国家集団によって支援された検証のための国際的に執行される手続き事項とを伴った形で、法的拘束力のある国際条約において明記される。各参加国は、何が最終的な結論とされるのかを理解することになる。履行措置も同様に、不明瞭なものであってはならない。いずれの加盟国も、国際社会に対する、あるいは自国内に対する一方的宣言によって、合意された措置に勝手に追加したり削除したりすることがないよう、履行措置は明確かつ詳細に記述される必要がある。

DPRKは、少なくとも、核兵器なしに安全保障上の必要を満たしうることに満足しない限り、核兵器の放棄を検討することはないだろう。米国は意に沿わない政府の国に体制変革をもたらすために武力を用いる用意があること、米国は核兵器を必要とするような容認不可能な報復の脅威が確実であることによるのみ抑止されることを、北はこの10年の教訓として学んだ。そして、DPRKは、自らの経験から、DPRKが非常に重きを置いてきた、北に対する敵対的意図を持たないと米政府の誓約がいつも簡単に撤回されうることを、今や理解している。DPRKは実際に、米国からの通

常攻撃あるいは核攻撃を恐怖している。他方、米軍は、たとえDPRKが核兵器を使用しなかったとしても、打倒されるまでの間に米国および韓国の軍人・民間人にかなり大きな人的被害をDPRKが与えるのを阻止できないであろうこと、DPRKは確実な非核抑止力を持つ世界でも数少ない、唯一の小国であることを認識しているが、DPRK側ではそれを理解していないようである。

DPRKは、現在の優先事項は、米国が敵対関係を終わらせDPRKとの関係正常化を図る和平条約と法的拘束力ある国際誓約であることを明確にしている。核能力の解体という不可逆なステップに移ることを検討するまえに、これらの目的が満たされるようにしなければならない。

他方、米日韓は、DPRKが検証可能な形で核能力を解体するまでは、同国へのいかなる譲歩も検討する意図はない。2012年4月に合意が崩壊して以来つづいているこの行き詰まりは、小さな措置では打開しえない。双方が、自国のニーズを満たす法的拘束力ある合意に最終的に至るとの自信を深めたときのみ、その方向に進む措置を採ることを検討するであろう。

繰り返しになるが、DPRKの指導層は、いかなる提案がなされようとも、既存の核能力、あるいは兵器級核分裂性物質の生産能力を解体する意志を持たないかもしれない。この仮説は、新しい何らかの誓約をなしたり、信義のみに則って何らかの措置を採ったりするのではない形で、新しいイニチアチブを発展させることによるのみ、検証することができる。

この行き詰まりの打開に向けて、我々は、朝鮮半島の平和と安全に影響を与えるすべての懸案事項を取り扱った包括的条約の文言を策定する作業に入るべきである。米国、日本、韓国でそれぞれ新政権が樹立されたら、合意された条約の文言を策定し、この努力への支援を得る外交戦略を練らなければならない。6か国協議の他の3つの国も協議を受けるとともに、会議と包括的条約に完全参加する必要がある。しかし、6か国協議召集の前提条件をいつまでも討論するよりも、他の国家には個別のアプローチをすべきである。英国やフランス、モンゴルやカナダを含む他の国も協議に加わり、最終的には、条約文言を最終決定し履行ステップに合意する外交会議に6か国とともに招待を受けるべきである。(次号に続く)

<原注>

1. Leon V. Sigal, "How to Bring North Korea Back into the NPT," Nuclear Proliferation and International Order, ed. Olav Njolstad (New York: Routledge, 2011), pp.70-75.
2. Sigal, "How to Bring North Korea Back into the NPT," pp.68-69. 重要な2002年10月の会合については、Condoleezza Rice, No Higher Honor (New York: Crown, 2011), p.162を参照のこと。
3. Leon V. Sigal, "Charting Kim Jong-un's Course," Nippon.com. (近刊)。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、  
全訳・原文は[www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/](http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/))

# 遠ざけられる拉致問題

「被害者家族の皆さんが、ご自身の手で子どもたちを抱きしめることができる日がやって来るまで、私の使命は終わらない」—これは1月14日放送のラジオ番組で、安倍晋三首相が拉致問題について語った言葉だ。

似たような趣旨の発言は、安倍さんが前回の首相任期中を含めて、これまで何回発して来たことだろう。だがそれは本当に具体的な戦略があつてのことだったのか、それとも拉致家族や支援の右翼グループに対する単なる願望を込めたパフォーマンスに過ぎなかったのか、といった疑念がつきまとう。なぜなら安倍さんの取った実際の行動は、そうした信念とはまるで逆の結果を生み出したとしか思えないからだ。

例えば第二次小泉訪朝の際、小泉さんは蓮池薫、祐木子さん夫妻ら5名を日本に連れ帰った。北朝鮮との間では5名は一時帰国であり、所用が済めばいったん北朝鮮に戻る約束になっていた。ところが当時の安倍副官房長官が強くこれに反対し、全員戻らせないことにしてしまった。その件を承諾するに際して、北朝鮮に残してきた子供たちの運命を思い、蓮池さん夫妻がどれほど苦悩したことか、当時の安倍さんには分かっていたのだろうか。北朝鮮は日本が約束を破ったとして激怒した。また05年に北朝鮮から横田めぐみさんの遺骨として渡された骨のDNA鑑定をめぐる、権威のある英科学誌ネイチャーの報道と日本政府の見解が対立し、欧米の学者の中では今でも安倍さんら強硬派の政治的思惑が働いたのではないかと、この疑いを持つ人が少なくない。さらに06年に北朝鮮がミサイルをロシア沿岸近くに発射したとき、安倍さんは日本独自の制裁とともに、国連の安保理に対しても経済制裁を含む決議案を提出するよう主張した。06年から07年にかけての前回の首相時代、対北朝鮮政策として安倍さんは「対話と圧力」とをもって臨むと公表した。しかし実際に目立ったのは専ら「圧力」の方であった。

今回、二度目の首相就任に際して、前回

同様の方針を表明したが、昨年12月の北朝鮮による事実上の長距離弾道ミサイル発射実験に対しても、日本独自の制裁を強化し、圧力を掛けて対話を引き出すつもりだという。そして近くまとめる予定の拉致問題に関する政府方針には「全ての生存者の即時帰国、行方不明者についての真相究明、実行犯の引き渡し」の3点を盛り込むつもりだとしている。拉致という卑劣な行為を憎む感情だけからすれば、決して無理からぬ要求だと言えるだろう。しかし外交面から冷静に検討した場合、安倍さんは「対話と圧力」のスローガンを掲げながら、その実、ほとんど対話らしい対話の努力が為されていないのに気付く。

現在は中断している六カ国協議の場では、北朝鮮外務省が好んで用いた或る原則があつた。つまり「行動対行動」の原則である。同国は現体制の生き残りを賭して、米国からの安全の保証を取り付けようと必死になっており、相手国が自国の利益に合う「行動」を取ったか否かが、唯一相手を信頼する尺度になるというのだ。その意味からすれば安倍さんのこれまでの行動は、彼等の目にあくまで敵対的のしか映っていないに違いない。

理不尽な国にエサを与える必要はない—もし安倍さんがそうした考えに固執しているのだとしたら、自らの“美学”に酔う余り、拉致家族の切なる願いを逆に遠ざける結果になっているとは思っていないのではないかと。拉致家族の横田滋さんは、民主党政権時代に日朝局長クラスの話し合いが延期されたことを念頭に「ミサイル問題と切り離して継続して欲しかった」。また早紀江さんも「制裁を緩めてはいけませんが、対話も大事だ」と早期再開を求めている。冒頭に記した安倍さんの発言が本心というのなら、一刻も早く先輩の小泉さんの英断に学んだらどうか。そして「日朝平壤宣言」の原点に立ち返って、対話による拉致問題の解決に当たることこそ使命とすべきではないか。もう時間は幾らも残されてはいないのだ。



## 特別連載エッセー●69

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

## 被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

# 日誌

2013.1.6~1.20

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ISIS=(米)科学国際安全保障研究所/MD=ミサイル防衛

- 1月6日 米軍無人機、パキスタンの南ワジリスタンにある住宅に向け8発のミサイルを発射。17名が死亡、7名負傷。
- 1月8日 ドイツ、NATO加盟国のトルコへ対空ミサイル「パトリオット」の輸送を開始。シリアとの国境地帯に配備される予定。
- 1月8日 イランのソルタンハー科学技術担当副大統領、実験用の核融合発電施設の建設を開始したことを明らかに。
- 1月9日 米国のリチャードソン前ニューメキシコ州知事、平壤を訪問し、北朝鮮に核実験やミサイル発射の中断を求める。
- 1月9日 オランダ仏大統領、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦と航空機搭載核兵器の保有を継続するとの発言。
- 1月9日 インド海軍、ロシアとインドの合弁会社が開発した超音速巡航ミサイル「ブラムス」の発射実験に成功。
- 1月9日 米軍北方司令部のMDシステム担当責任者、短中長距離弾道ミサイルの追跡・迎撃を10年内に可能にする計画を明らかに。
- 1月9日 パネッタ米国防長官、イスラエルのバラク国防相と会談し、イラン核問題などへの対処に緊密に協力する方針を確認。
- 1月9日 ロ中、戦略安全保障問題に関する二国間協議の総括会見で、米国のアジア太平洋地域へのMD展開に対する憂慮を示す。
- 1月10日 ロシア海軍、弾道ミサイル搭載可能な第4世代型の戦略原子力潜水艦「ユーリー・ドルゴルーキー」を就役させる。
- 1月10日 韓国の朴次期大統領、中国の張志軍外務次官と会談し、人道支援や対話を通じて北朝鮮との緊張緩和に努力すると発言。
- 1月14日付 ロシア国防省、最大時速5800キロの超音速ミサイルの最初の発射実験を今年7月から8月の間に実施すると発表。
- 1月14日 ISIS、イランの核開発計画について、来年末までに核爆弾最低1個分の核物質が生産できると推定した報告書を発表。

朝鮮戦争「休戦」から60年 — ピースデポ第14回総会記念シンポジウム

## 「北東アジアの平和の枠組み」を考える

講演：和田 春樹（東京大学名誉教授）

鄭 鉉栢（チョン・ヒョンベク、韓国「参与連帯」共同代表）

パネルディスカッション モデレーター：田巻一彦（ピースデポ副代表）

2013年 2月23日(土) 14:30 ~ 17:30 (14:00開場)

川崎市平和館 1F屋内広場 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町33-1)

元住吉駅・武蔵小杉駅 徒歩約10分

第14回総会 翌24日(日)10:00~12:30 / 川崎市総合福祉センター(エポックなからは)JR南武線 武蔵中原駅 直結

- 1月15日 韓国の朴次期大統領、駐韓EU大使と会談し、北朝鮮の核問題や朝鮮半島の平和に向けたEUの役割に期待を示す。
- 1月16日 韓国軍筋、黄海の南北境界水域にイスラエル製のスパイク・ミサイル約60基を2月末までに配備する計画を明らかに。
- 1月17日 IAEA調査団、イランの核兵器開発疑惑の解明を巡り、イランと2日間協議し、合意に至らず終了。
- 1月19日 ロシア海軍、ソ連崩壊以来最大規模の海上軍事演習を地中海と黒海で開始。今月29日まで実施。

### 沖縄

- 1月7日付 海兵隊、米本国近辺に野戦訓練場設置を検討。海兵隊機関紙が報じる(2日)。
- 1月7日 空自が尖閣諸島対策で下地島空港活用を検討へ。防衛省、13年度概算要求に研究調査費盛り込む。
- 1月8日 宜野湾市、市民駐車場・市民広場に警備員配置。昨年米軍の判断で閉鎖された問題を受け。抗議行動目的の利用を規制。
- 1月8日 米政府、嘉手納基地へオスプレイ10機程度を2年後までに配備する方針。日本側へ伝達済み。県内各首長ら反発。
- 1月9日 仲井真知事、オスプレイ嘉手納配備に反対表明。嘉手納町長・沖縄市長は防衛局へ抗議。嘉手納町民大会開催を検討。
- 1月11日 嘉手納町議会、配備計画の即時撤回を求める抗議決議と意見書を全会一致で可決。沖縄防衛局長へ決議文を手渡す。
- 1月11日 ドンリー米空軍長官、CV22オスプレイの日本配備計画の存在認める。会見後、国防総省は同氏の発言を修正。

- 1月11日 又吉知事公室長、国務省でナンバー日本部長、ジョンストン北東アジア部長と面談。普天間県外移設については平行線。
- 1月12日 自民党県連、普天間移設問題について「県外移設の立場を堅持」。山本沖繩担当相との意見交換会で伝達。
- 1月12日付 嘉手納基地での枯葉剤貯蔵を示す文書見つかる。1971年米国防省作成。退役軍人による情報公開請求で明らかに。
- 1月13日 小野寺防衛相、オスプレイ嘉手納配備計画について米側の正式通達はないことを改めて強調。
- 1月14日 ステルス戦闘機9機が嘉手納基地へ飛来。4か月間、12機を配備予定。
- 1月14日付 日米地位協定、運用改善策徹底されず。96年以降、強姦は35人中30人、殺人は9人中3人の米兵が逮捕されず。
- 1月15日 稲嶺名護市長、辺野古埋め立て承認手続きで求められる市長意見について反対意見を出すことを表明。
- 1月16日 小野寺防衛相が初来県。副知事や県内市町村長らと会談。辺野古・豊原区長らとも非公開で面談。
- 1月17日 小野寺防衛相、ルース駐日大使と初会談。辺野古移設推進の考えを表明。オスプレイ嘉手納配備については言及せず。
- 1月17日 君塚陸上幕僚長、与那国町自衛隊配備に向け今年度中に用地取得予算を執行したいとの考えを示す。
- 1月18日 中部市町村会、オスプレイ嘉手納配備計画に断固反対し、撤回を求める声明を発表。三連協は住民大会開催を提案。
- 1月18日 岸田外相、クリントン国務長官と会談。普天間移設は「辺野古推進」で一致。

### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

#### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでに登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道